

資 料

平成27年 3 月26日 (木)

金 融 庁

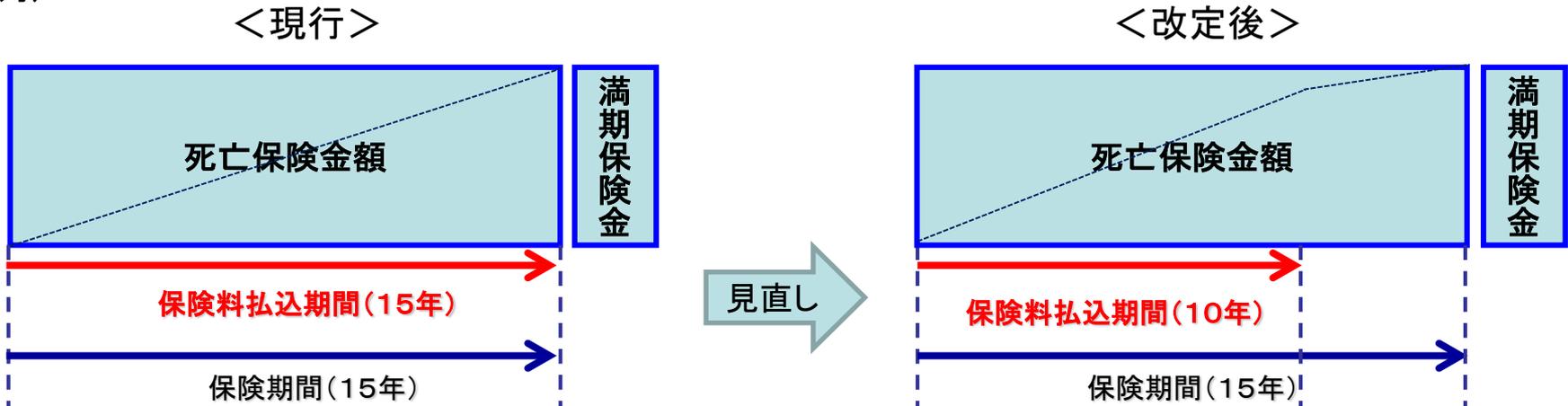
1. 認可申請の概要

- 平成27年2月19日、以下の業務を新たに行いたいとして、かんぽ生命より認可の申請。

今回申請のあった業務	関連規定
養老保険の見直し (短期払養老保険)	郵政民営化法第138条第1項 保険業法第123条第1項

- 具体的には、保険期間が10年～20年の普通養老保険について、5年、10年又は15年の保険料払込期間を設定できるようにするもの。

(例)

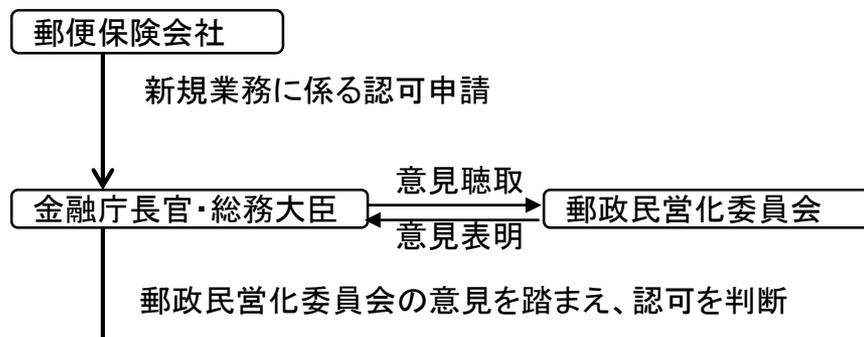


注1 民営化以前の平成7年3月まで、同様の商品を取り扱っていた実績あり

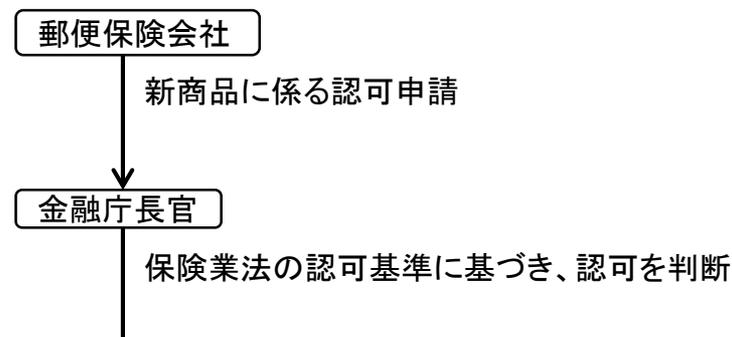
注2 他の生命保険会社においても販売事例あり

2. 新規業務認可の流れ・審査基準

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



2. 保険業法に基づく金融庁長官の認可



認可基準（郵政民営化法第138条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

<以下の事情を考慮>

- ・日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・郵便保険会社の経営状況

認可基準（保険業法第5条等）

保険契約の内容が、

- ・保険契約者等の保護に欠けるおそれがないこと。
- ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・公序良俗の誘因、助長するおそれがないこと。
- ・保険契約者等にとって明確かつ平易に定められていること。

保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

等

1. 及び2. の認可が得られた場合、新規業務の実施が可能